

平成28年度 事業報告

会 長 和 田 博 恭

昨年4月に九州熊本地方で発生した地震では甚大な被害が発生いたしました。この日は、折しも平成28年度の第1回会長会が福島市の地で開催されており、連合会でも今後の東日本大震災の被災地への支援事業計画と大規模災害に対する被災市民救援事業及びその活動の原資となる市民救援基金特別会計の会費について議論している最中の出来事でありました。

本会は、熊本県司法書士会と調整して、災害対策室から被災現場へ室員を派遣して現地の調査を行うとともに被災者への初動相談活動の支援を行いました。今回の熊本地震では、熊本県会が熊本県との間で災害時における相談事業の協定を締結していたこともあって、被災県民が抱える消費者問題等に対する相談活動が速やかに実施されておりました。このことを踏まえて、本会でも愛知県に対して、災害時における相談体制の構築のための協定締結要望を行い、昨年11月に愛知県との間で大規模災害発生時における相談活動の協力のための協定を締結するに至りました。近い将来、この地域でも南海トラフ地震等の大規模災害が予測されているところでもあり、今後も各支部との協力を得ながら、会内の危機管理体制と対外的な相談体制の整備を継続的に進めていかなければなりません。

昨年6月22日、最高裁判所において、司法書士の債務整理業務における代理権の範囲に関する判決が言い渡されました。最高裁の判断では、従来から司法書士界側が主張してきた見解の一部が否定されたこともあって、司法書士の簡裁訴訟代理等関係業務にも大きな影響を与えました。本会では、会員に対して速報などを通じて最高裁判決を周知するとともに、研修会を開催して執務上での留意を促す注意を行ってきたところではありますが、この最高裁判決が本人訴訟支援を含む今後の司法書士の裁判業務にどのような影響を及ぼすことになるのかは注視していく必要があります。

平成27年5月に施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」を受けて、愛知県下の各市町村でも空き家問題等の対策に向けた取り組みが進められております。また、空き家問題やいわゆる所有者所在不明土地問題については、長期間にわたって相続による登記手続きがされていない「相続登記未登記」問題が要因となっていることも指摘されており、近年、法務省でも相続登記促進の取り組みが進められています。

昨年度、当会では、名古屋法務局・愛知県土地家屋調査士会との三者において「相続登記促進&空き家問題対策推進プロジェクト」を立ち上げ、愛知県下の54市町村を訪問し、さらには、市町村職員向けの研修会を実施するなどして、相続登記の重要性に関する住民への啓発活動への協力と空き家問題等における司法書士の専門性の活用の呼びかけを行ってきました。現在、各市町村の窓口では相続登記の促進のためのポスターの掲示やリーフレットの頒布の協力をいただいております。

また、空き家問題の背景には相続や成年後見等の法的問題も見受けられることから、市民向けのセミナーとして「相続・成年後見から見える空き家問題」を実施いたしました。

また、近年の高齢化社会の広がりや、地域経済を支える中小零細企業においても深刻な問題とな

っており、多くの中小企業では、今後10年間の経営計画を検討していくためには、次世代への事業承継をどのようにするかを考える必要が高まっているとも言われております。そこで、本年1月には、名古屋市商工会議所との共催事業とし、中小企業経営者等に向けた事業承継セミナーを開催しました。

市民生活の現場では、経済的格差がもたらす状況を受け、子どもをはじめとする若年者層の経済的困窮が社会問題となっていることを受け、昨年8月に子どもの貧困を考える市民公開講座を開催し、子どもの権利擁護活動の一環として養育費に関する相談会を実施したところであります。

昨年度の事業執行においては、テーマ毎に企画研究活動、研修事業、相談会その他の社会事業、さらには広報事業といったそれぞれの事業部門での連絡調整を図りながら、事業成果の会員へのフィードバックを意識した取り組みを試みたところであります。具体的な連携状況では、連絡調整の仕組みや支部等との連携等において多くの課題もありましたので、今後も継続検討してより効率的且つ効果的な事業を実施に資するよう努めてまいります。

司法書士の業務等に関する市民からの苦情や問い合わせに対しては、長期的な増加傾向であります。その多くは、説明不足による誤解が原因となっているものであります。また、法務局からの懲戒請求等による調査委嘱の件数も長期的には増加している状況であります。昨年度から綱紀調査委員の増員も行ってその対応に努めているところでありますが、これらの綱紀事案を未然に防止するための適正な執務に向けた指導等についても、研修会等の機会を捉えて情報発信してきたところであります。

近年、自治体をはじめ、地域の関係機関が実施する市民相談やセミナーへの司法書士会の協力要請が多くなってきております。

本会としては、可能な限り、地域社会からの要請に応えるよう努力しているところでありますが、これらの対応には、本会だけでなく支部の役割も重要となってまいります。そのための支部の運営基盤を強化していく必要もあると考えております。

昨年度は、本会与支部の事業及び会計のあり方の検討プロジェクトチームを執行部内に設置して、事業のあり方や運営原資となる会計の見直しについて検討し、支部長会や正副支部長会での意見交換を重ねてきました。それぞれの支部の地域性や特徴などを考慮すると直ちにそのすべての統一化を図ることは困難ではありましたが、まずは、支部運営の安定化を図り、現場での活動を推進するための支部交付金の見直しを行ったところであります。今後、組織運営や事業のあり方などの残された課題については、継続して検討していきます。

その他、各事業の詳細については、各部所及び委員会からの報告に譲りますが、昨年度における会員各位の本会事業へのご協力を感謝するとともに、一層のご理解ご協力をお願いする次第であります。

平成28年度 総務部事業報告

総務部長 廣瀬 成隆

1. 品位の保持

会則第49条第2項に基づく会長から綱紀調査委員会への調査付託は8件（内、名古屋法務局からの調査委嘱は5件）あり、量定意見（会則第109条の2）は6件、注意勧告（司法書士法第61条・会則第106条）は0件、会長指導（会則第105条）は2件ありました。また、懲戒処分（司法書士法第47条・第48条）は業務停止が1件でした。

会員に対する苦情は、事務局でこれを受け付け、副会長及び総務部、市民対応窓口で対応しました。苦情申立件数は64件でした。その内容は、総会資料【別紙】記載のとおりです。

新入会員オリエンテーション「司法書士執務に関する法令・会則と注意点」は、昨年度同様に3回実施しました（第1回平成28年7月16日・第2回平成28年12月3日・第3回平成29年3月25日）。

西三河支部の司法書士倫理と苦情・綱紀事例研修（平成28年10月14日）で講師を務めました。

2. 情報の公開

ホームページでは、研修会資料、委員会作成資料等の情報提供をしました。

FAX速報による情報提供をしました。

3. 非司法書士対策

非司法書士排除の調査（司法書士法施行規則第41条の2）は、法務局からの委嘱に対応し、各支部の協力を得て全庁で実施し、本年度は、商業法人登記に重点を置いた調査を行いました。

4. 諸規定の見直し

平成28年度の定時総会において、注意勧告運用規則の一部改正をしました。

注意勧告運用規則一部改正と情報公開に関する規則一部改正の準備をしました。

5. 福利厚生

福利厚生、会員間の連帯感醸成のためのレクリエーション事業を行いました。

ゴルフ大会（平成28年9月22日）

ソフトボール大会（平成28年10月15日）
カレンダー、司法書士手帳を全会員に配布しました。

6. その他

愛知県司法書士会館の大規模修繕を行いました。
司法書士業務賠償責任保険の支払い事件は3件でした。
登録調査委員会は開催されませんでした。

平成28年度 経理部事業報告

経理部長 加藤 芳樹

1. 全般

平成28年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日）の一般会計及び特別会計（社会事業特別会計、会館特別会計、新人研修奨学基金特別会計）の経理並びに会計書類の点検・決済を行いました。また、適切な予算管理が行われるよう各回の理事会へ収支報告書を提出致しました。

2. 事務職員の昇給及び賞与の査定

事務職員の昇給及び賞与の査定作業を行いました。

3. 会計規程・規則の整備の準備

固定資産の適切な管理に資することを目的に固定資産に関する規定を加える等会計諸規程を見直し、また、寄付金を原資とする特定資産に関する規則制定の準備をしました。

4. 総会資料（収支決算書等）の読み方講座を会報に連載

収支決算書等の決算資料について、会員の方の理解の一助になればとの趣旨から広報部の協力を得て「教えて経理部長」のタイトルで総会資料（収支決算書等）の読み方講座を連載しました。

5. 平成28年度の決算書類の作成

平成28年度の一般会計及び特別会計（社会事業特別会計、会館特別会計、新人研修奨学基金特別会計）の決算書類及び収支計算書の内訳表を作成しました。

6. 支部交付金等の見直し

本会与支部の事業・会計のあり方見直しPTの一員として支部交付金等の見直しを行いました。

7. 平成29年度の予算書（案）の作成

平成29年度の一般会計及び特別会計（社会事業特別会計、会館特別会計、新人研修奨学基金特別会計）の予算書（案）を作成しました。

平成28年度 企画部事業報告

企画部長 吉川 豊

平成28年度の企画部の事業について、以下のとおり報告します。

1. 全般

今年度の企画部は、「事業連携」をキーワードとして掲げ、当該事業を実施するにあたり、各部所がそれぞれに与えられた役割の中でどのように当該事業に関与していけるか、そのことを企画部だけでなく他部所にも問い続けた1年でありました。その中で、企画部単独事業ではありませんが、事業連携を意識した取り組みとして、平成28年10月に「養育費・ひとり親家庭 暮らしの困りごと無料相談会」を、また平成29年1月には名古屋商工会議所において「事業承継セミナー」を、そして平成29年2月には名古屋法務局と共催で「商業登記セミナー」を実施しました。

司法書士会の事業が多岐に渡り、また1つの事業が様々な要素・側面を併せ持った内容となっていることを鑑みると、そのことに対応していくためには各部所が事業を連携して行うことが重要であり、まだ端緒に就いたばかりではありますが、「事業連携」の必要性の意識付けを行えたのではないかと考えています。

2. 調査・研究活動等

今年度も、各各委員会がそれぞれに定めた研究テーマに沿って調査・研究活動を行いました。特に今年度は、1期2年の2年目の年であるため、研究した内容を会員に還元するという視点を常に意識しながら調査・研究活動を行い、その一環として、本会及び支部研修への講師派遣、オープン委員会の開催、司法書士会HPを通しての資料提供、研修教材の作成等を行いました。

なお、各委員会の詳細な活動報告は、後掲のとおりです。

3. 組織・運営

(1) 企画部内の組織と委員会の在り方についての検討

企画部には9つの委員会がありますが、企画部での意思決定がスムーズに各委員会の委員に伝わるよう、企画部が司法書士会で果たすべき役割、そして企画部担当の理事としての役割について再確認を行いました。また、従来、1期2年という「期」が変わるごとに研究テーマを変えて調査・研究活動を行っていましたが、当該方法のメリット（幅広いテーマについて研究を行える等）・デメリット（研究内容が浅く、結果として会員への還元も手薄になる等）を検討し、各委員会に対しては、来期以降、上記メリット・デメリットを踏まえ、どのような視点で調査・研究に臨むかということを検討してもらうようにしました。

また、各委員会の役割や担う調査・研究事項について、委員会設置当初まで遡って確認を行い、今後の委員会のあり方や調査・研究に対する方向性について検討を行いました。

(2) 図書室の整備

図書室にある図書全般について、法律改正等により新しい版が出版されている図書の廃棄を行うとともに、図書の配置を見直して類型別に配置する等、図書室の整備作業を行いました。また、例年どおり、各委員会より推薦のあった図書を購入し、蔵書の充実を図りました。

平成28年度 広報部事業報告

広報部長 杉坂 美由紀

広報部は、司法書士会が行う対外的な事業（市民公開講座・各種相談会・裁判ウォッチング・電話ガイド・各種110番事業等）を広く市民へ周知させるための広報活動を行うこと、そして社会に対し司法書士制度を広報することを担っています。また、会報を発行して、会員の業務に資するための情報を提供し、かつ会の事業の報告等を行っています。制度の利用者たる市民向けに会の公益的事業の情報を、会員に向けては業務に関する情報を、それぞれ必要とする対象にいかにか確実に届けるか、悩みながらもできるところから少しずつ取り組み続けた1年でした。

平成28年度も相談会事業や法教育事業、市民公開講座等が積極的に開催されたことにもない、新聞・ラジオ・自治体広報・チラシ・ポスターなどさまざまな広告媒体を利用して事業の告知を行いました。特に本年度は、『空家・所有者所在把握困難不動産問題』、『子どもの貧困問題』、『企業の事業承継』の3つのテーマが会の重点事業とされたため、これらのテーマに取り組むべく、社会事業部・企画部・研修所・広報部の部所間で横断的なPTが設置されました。その結果、各部所間の連携・協力体制が高められ、広報活動についても効果的に行うことができました。

また、制度広報の一環として、昨年引き続き名古屋法務局との共催で商業登記セミナーを開催しました。社会に対して、商業登記の手続に関しては司法書士が専門職であるとの理解をより浸透させるためにも今後も継続して開催していきたいと考えています。また、本年度初めての試みとして、名古屋商工会議所と共催で事業承継セミナーを開催しました。事業承継については経営者の関心も高く、各方面でセミナー等が行われているところですが、当会としても企画部と協力し、司法書士としての専門性を十分に活かしたセミナーを開催することに努めました。このセミナーについても、今後、より充実した企画を策定し引き続き開催していきたいと考えています。

広報部の運営については、昨年度より進めてきた組織体制の見直しにもない、従来広報部全体で担当していた事業のうち、HPの運営管理についてはHP運営委員会を設置し、ポスター・チラシ等の制作物の企画立案については広報実践委員会を設置して、それぞれ担当させることとしました。なおパブリシティ委員会は廃止されました。また、広報活動の実質的な充実化を図るため、企画部・社会事業部等との連携をより強化することに努めました。

1. 司法書士会事業のマスコミへの広報

- (1) 司法書士会の各事業の案内、対外的PRについては、電話・FAX・メールにて各報道機関に配信（合計13件）した上、必要に応じて新聞社・テレビ局などへ事業の趣旨の説明や案内を行いました。
- (2) 重点事業である空家問題や子どもの貧困をテーマとする市民公開講座について司法記者クラブにて報道関係者に直接説明を行いました。
- (3) NHKラジオにて市民公開講座、親子法律教室について委員長が番組に出演して説明や案内を行いました。

2. パンフレット・チラシ等の制作

各種相談会が積極的に行われたことにもない、内容に応じた多様なチラシを制作しました。

3. 会報発行

通常号は隔月発行、連合会総会特集号と合わせて計7号、予定通り発行することができました。

4. 制度広報・事業の広告など

1. 各種相談会・市民公開講座・商業登記セミナー等について、中日新聞及び日本経済新聞、中部経済新聞に広告を出稿しました。
2. ラジオCMによる情報提供を増やしました。

5. 新聞名刺広告

多くの会員のご協力をいただき、10月と2月に中日新聞紙上で名刺広告を行いました。

6. ホームページ

昨年度よりホームページのリニューアルに関する制作準備を行ってきましたが、平成28年10月1日より新しいホームページを稼働することができました。

7. イベント事業

- ・平成28年9月19日（月）スマイルデーなごやに社会事業部とともに参加
- ・平成28年11月5日（土）名古屋市消費生活フェアに社会事業部とともにブース出展
- ・平成28年11月6日（日）ハッピータウンこどものまちに社会事業部とともにブース出展
- ・平成28年12月9日（金）自治体向け空家問題研修会に対策部として参加
- ・平成29年1月16日（月）名古屋商工会議所と共催で事業承継セミナー開催
- ・平成29年2月12日（日）空き家セミナーに対策部として参加
- ・平成29年2月15日（水）商業登記セミナーを本会会館にて開催

8. 対外交流活動

名古屋自由業団体連絡協議会

加盟団体として下記行事に参加しました。

- ◇ 平成28年6月6日（月）
～大学生のための資格業ガイダンス～愛知学院大学名城公園キャンパス
- ◇ 平成28年6月15日（水）
～大学生のための資格業ガイダンス～名城大学天白キャンパス
- ◇ 平成28年9月28日（水）
～大学生のための資格業ガイダンス～愛知大学名古屋キャンパス
- ◇ 平成28年6月8日（水）第22回「自由業フレッシュマン・フォーラム」
- ◇ 平成29年1月22日（日）第35回「生活お困りごと無料相談会」

平成28年度 社会事業部事業報告

社会事業部長 江 里 二 郎

社会事業部では、少子高齢化の進展、格差の拡大といわれる社会情勢において、法的支援からこぼれ落ちる市民の法的支援のニーズに応えるため様々な事業を行いました。

1. 相談体制の拡充

① 定例相談の分析とフィードバック

相談者数が減少していることについて検証し、今後の定例相談会についてあり方について基本的な方針を定めました。

② 相談員の養成

養育費相談会、交通事故110番の開催にあたり、会員研修を実施しました。

③ 臨時相談会の開催

高齢者・障がい者暮らしの困りごと相談会、養育費相談会、交通事故110番を開催しました。

④ 法テラスとの連携

法テラス愛知との意見交換会を開催したほか、法テラス地方協議会へ講師、コーディネーターを派遣しています。

⑤ 民事法律扶助の利用促進

会報に「法テラス活用講座～業務に役立つ書類作成援助～」を連載したほか、11月を民事法律扶助推進月間として総合相談センターによる無料相談を実施するなど利用促進に努めました。

⑥ 国、自治体等の要請による相談員派遣

国、愛知県、市町の要請を受けて相談員派遣をしました。

⑦ 総合相談センターにおける電話ガイド、定例相談会の実施

⑧ 相続無料電話相談

毎月第2日曜日 午前10時から午後4時まで相続無料電話相談を実施しました。

⑨ 法の日・相続相談会

例年通り、法の日相談、相続相談会を開催しました。

2. 調停センターの利用促進

様々な機会を通じて、会員への周知やアンケートの実施をしたほか、調停センターの運営に関して神奈川県会との意見交換会を行い、より利用しやすい調停センターとするべく検討作業に入りました。

3. 社会問題への取り組み

① 空き家、所有者所在把握困難不動産問題への取り組み

市民セミナー「相続登記・成年後見からはじめる空き家対策の第一歩～放っておくとコワイ空

き家の話～」において相談会を開催しました。

- ② 基幹相談支援センター等の支援機関との連携
意見交換会や会議などに参加し、連携の可能性について協議をしています。
- ③ 介護福祉専門職等とのケース検討を行う実践的な自死対策研修の実施
社会保険労務士、精神保健福祉士、主任介護支援専門員とともに事例について検討する実践的な自死対策研修会を実施しました。
- ④ 生活困窮者自立支援法に関する取り組み
名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンターへの相談員派遣を行いました。
- ⑤ 成年後見制度（主に市町村長申立）に関するアンケートの実施
- ⑥ 市民公開講座「知ることからはじめよう、子どもの貧困問題」を開催

4. 災害対策関連

岩手県会の要請を受けて岩手県下閉伊郡山田町、上閉伊郡大槌町において市民セミナー・相談会を開催したほか、日司連の要請を受け、宮城県沿岸部被災者支援のための司法書士無料相談会に相談員を派遣しました。

また、愛知県との間で「災害時における被災者相談業務の実施に関する協定」を締結し、県内で大規模な災害が発生した場合に、愛知県の要請に応じて、被災者支援のための相談を実施することとしました。今後、被災者相談業務実施についての体制整備に努めて参りますが、会員の皆様のご協力は不可欠ですので何卒ご理解ご協力の程お願いします。

災害はいつ発生するかわかりません。会員の皆様におかれましても、事務所の速やかな復旧復興のため、日頃からの備えをお願いします。

平成28年度 研修所事業報告

研修所所長 高山孝治

研修所では、会員の品位保持及び執務能力の向上を図ることを目的として、司法書士業務をとりまく法令・実務に関連する研修を企画・実施しました。

1. 組織・運営

研修所の事務を「会員研修」「新人研修」の2つに分掌し、また、連合会において平成30年度からの本格導入が予定されている新入会員研修プログラムを視野に入れ、「会員研修」の担当をさらに一般集合研修（A担当）とそれ以外の研修（B担当）とに二分し、それぞれの運営を担いました。

会員研修A担当

副所長	丹羽 こそえ（名古屋中央）	
所員	浅井 勝己（熱田・海部）	石田 周（熱田・海部）
	大類 康彦（西三河）	木下 英士（半田）
	小山 真美（名古屋東）	戸田 吉隆（名古屋東）

会員研修B担当

副所長	中嶋 剛士（名古屋東）	
所員	尾澤 辰弥（西三河）	正村 悠記（名古屋東）

新人研修担当

副所長	井畑 征明（名古屋中央）	
所員	岡浦 和義（名古屋東）	榊原 麻由（名古屋中央）
	瀧田 安恵（半田）	三浦 知将（名古屋東）

2. 会員研修

研修所主催の会員研修会として、今年度は13回の生講義による研修会を含め、後掲別表のとおり合計15回の会員研修会を開催しました。

テーマ選定においては例年同様に、不動産登記、商業登記・企業法務、裁判業務、財産管理業務など特定の分野に偏らないよう配慮し、後見業務についてはリーガルサポートとの共催研修を実施しました。また、今年度は名古屋法務局との合同研修会や、いわゆる和歌山訴訟最高裁判決を受けた研修会、本会他部門との連携事業の一環としての研修会など、特色のある研修会を実施しております。これら研修所主催の会員研修会のほかにも、12月には連合会主催中央研修会の同時配信における受信会場としての運営を行いました。

本会会場の混雑緩和並びに遠方会員の利便向上を目的とするWEB会議システムを利用した会員研修会のライブ中継については、岩倉・半田・岡崎の3会場にて順次、前述の生講義による研修会のうちの4回において実施しました。WEB会議システムの導入から5年目にさしかかり、ようやく

く本会会場における受講と遜色のない音質で安定した中継をすることができるようになりました。

また、本会会場の混雑緩和の観点から、収録可能な研修会について、講義の収録DVDを各支部事務所に送付して支部研修で役立てていただくとともに、2回の単位通知発送や隔月発行の会報誌面などを通じて、本会ホームページでの視聴や会員への貸出し、日司連研修総合ポータルサイトにおけるeラーニングや研修ライブラリについて、研修会への参加以外の受講方法について周知を行いました。

3. 年次制研修

年次制研修は、司法書士が必ず身につけていなければならない職業倫理の保持を目的として、連合会規則に基づいて開催するもので、全員が、登録後満3年目及び満8年目、以後5年を加えた年に参加（任意受講と区別する意味で「参加」と規定されています）しなければならない研修です。平成17年度から実施されており、今年度は通算12回目にあたります。本会研修所においては、平成28年10月9日（日）、10月23日（日）、11月13日（日）の3日程にわたって、その運営を担いました。

今年度修了者249名のうち、退会者を除く猶予者等の欠席者9名については、同要領に基づき次年度の年次制研修に参加すべき旨の連絡を行いました。

4. 新入会員オリエンテーション

新規登録者を対象に、総務部と協働して次のとおり新入会員オリエンテーションを開催しました。

- 日 時： ①平成28年 7月16日（土） 10：30～12：00（参加者17名）
②平成28年12月 3日（土） 10：00～11：30（参加者19名）
③平成29年 3月25日（土） 10：30～12：00（参加者13名）

内 容： 司法書士執務に関する法令・会則と注意点

講 師： ①和田博恭会長 ②廣瀬成隆総務部長 ③田中近喜事務局長

5. 新入会員研修プログラム

連合会において、概ね登録後3年未満の会員を対象としたeラーニングとグループ研修を中心とした新入会員研修プログラムの試行がなされており、平成30年度から本格導入が予定されています。年間を通じて不動産登記・商業登記・裁判業務の3分野について順次行う形式で、このうちの裁判業務分野について本会研修所においてもその内容を検証し、試行実施の旨の募集告知、eラーニング等の案内書面や検討課題の送付などを経て、平成28年5月28日（土）にグループ研修を実施しました。最終参加者は5名でした。なお、同様に試行実施を目的として、商業登記分野についても検証を行いました。

6. 新人研修

（1）配属フォロー研修

平成27年度司法書士試験合格者を対象に、一連の新人研修のフォローを目的として、次のとおり研修会を実施しました。

「第1回」

日 時： 平成28年 4 月16日 (土) 10:00～17:00 (参加者37名)

内 容： ①本人確認と懲戒 ②表題登記と区分建物 ③区画整理

講 師： ①木野 力会員 ②戸田吉隆会員 ③三浦 伸会員

「第2回」

日 時： 平成28年 5 月15日 (日) 13:30～17:00 (参加者33名)

内 容： 簡裁訴訟等代理業務

講 師： 八神 聖会員

「第3回」

日 時： 平成28年 6 月18日 (土) 10:00～17:30 (参加者33名)

内 容： ①隣接各士業法と業務の範囲 ②会務紹介 ③商業登記 ④税務

講 師： ①高山孝治会員 ②(各部所長等) ③正村悠記会員

④瀧田安恵会員・岡浦和義会員・榊原麻由会員・尾澤辰弥会員

(2) 配属研修

平成28年度司法書士試験合格者を対象に、配属指導員の元で行われる実地研修及びこれに先立つマナーや基本的知識にかかる集合研修又はグループ研修(基礎編1・2)により実施しました。

「基礎編1」

日 時： ①平成28年11月26日(土) 10:00～16:30 (参加者22名)

②平成28年12月4日(日) 10:00～11:50 (参加者22名)

③平成28年12月11日(日) 10:00～16:30 (参加者22名)

内 容： ①司法書士入門、戸籍の見方等 ②商業登記 ③不動産登記

「基礎編2」

日 時： ①平成29年3月11日(土) 10:00～16:30 (参加者19名)

②平成29年3月12日(日) 10:00～17:00 (参加者19名)

内 容： ①「基礎編1」の復習、マナー・コミュニケーション ②倫理

「実地研修」

平成29年3月13日(月)から4月22日(土)のうち連続する4週間を原則として実施し、修了予定者は19名。なお、これに先立ち平成29年1月28日(土)、本会にて連合会実施要領に基づく指導員との連絡調整のための打合会を実施しました。

7. その他

以上各事業の準備、打合せ、報告等並びに研修単位認定のため、全体会議4回、会員研修A担当者会議9回、会員研修B担当者会議8回、新人研修担当者会議7回を開催しました。また、支部研修担当者との情報交換、意見交換を目的とした合同会議1回を開催しました。